

令和3年度 第2回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	令和3年10月28日(木) 午後1時30分から2時30分まで	
場所	へきしんギャラクシープラザ1階 講座室	
出席者	委員	神谷明文委員長、石原照彦副委員長、清水誠司委員、 山内登志委員、小原治雄委員、三輪秀昭委員、都築文明委員、 原恵美子委員、藪内敏彦委員、長谷川朱美委員、 小川正人委員、藤田千恵子委員
	事務局	ふれあいサービスセンター所長、障がい支援係長、障がい支援 係担当
	庶務	福祉部長、障害福祉課長、障害福祉課課長補佐兼障害福祉係 長、障害福祉課課長補佐兼障害給付係長、障害福祉係担当 障害給付係担当
	同席者	共生のまち部会副会長 西三河南部西圏域アドバイザー
	欠席者	飯島徳哲委員、山本健太郎委員、福島洋子委員、 中根恵美子委員、石川誠委員
次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 共生のまち部会等の活動内容について(報告) (2) 障害者差別解消法に係る市の取り組みについて(報告) (3) 障害者虐待通報の対応について(報告) (4) 日中サービス支援型共同生活援助事業所について(報告) 3 その他 (1) 令和3年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて	

(典 礼)

[障害給付係担当]

本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

会議に先立ちまして事前にいくつか確認とご案内をいたします。まず、本日の資料の確認ですが、事前にホチキス止めした資料を郵送しております。お手元がない方につきましては、お申し出ください。

また、本日会議に出席の皆様は安城市の指定管理である虹の家で作られたクッキーをお配りしております。今後も、皆様に知っていただけるよう広報させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、議事録・手話通訳の関係で発言につきましては、できるだけゆっくりお願いいたします。

次に、本日の会議につきましては、公開にて実施し、議事録についても後日、市公式ウェブサイトにて公開させていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第2回安城市自立支援協議会を始めます。

## 1 あいさつ

[神谷委員長]

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は自立支援協会の委員が改選されまして初めての対面での開催となりまして、任期が令和6年5月31日までの約2年半となりますが、よろしく願いいたします。

今日の議題4番目の日中サービス支援型共同援助についてですが、障害者総合支援法が平成30年4月に改正されて、この制度ができました。これは障害者の高度化・重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助のグループホームの新たな類型であって、短期入所を併設して地域で生活する障害者の一時的な宿泊の場を提供することを目玉にした制度です。施設から地域で暮らすことへの促進、地域での継続的な生活ということで、地域で暮らす障害者への中核的な役割を担うことが期待されている制度がありますが、詳しいことは今日の議題（4）での説明を聞いて理解したいと思っております。

今日はよろしく願いいたします。

(典礼)

[障害給付係担当]

ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。議事の取り回しにつきましては、安城市自立支援協議会設置要綱第4条第3項の規定により、神谷委員長にお願いします。

## 2 議題

(神谷委員長)

今日は報告を聞いて、分からないこと等があれば質問をしていただきます。

それでは、議題（1）の「共生のまち部会等の活動報告内容について」報告をお願いします。

(1) 共生のまち部会等の活動内容について（報告）

[共生のまち部会副会長が説明]

[障害給付係担当]

障害福祉課から追加で報告させていただきます。共生のまち部会の体制変更について、今年度から第6期安城市障害福祉計画、第2期安城市障害児福祉計画をもとに障害福祉政策を進めていますが、その中で今回の計画から精神障害に対する重層的な連携のための協議の場が加わっています。自立支援協議会にあるこころグループをその協議の場に位置付けをさせていただきたいと思えます。今後は、より専門的な部会として位置付けさせていただきますことを報告します。

(神谷委員長)

議題(1)につきましてご質問等ありましたらお願いします。

(西三河南部西圏域アドバイザー)

圏域アドバイザーとして各市の自立支援協議会に参加させていただいております。自立支援協議会の構成が一新され、様々な新しい取り組みを進めていて素晴らしいと思えます。その中で、他の市町でも出ていますが、地域生活支援拠点の動きに絡めて、人材育成を進めていきたいと思いますということがあがっています。研修等を進めていこうと検討されていて、安城市もきかく・けんしゅうグループで進めていただいております。

安城市に限らず、福祉の業界で福祉の人材を確保・育成・定着することが、どこの市町でも苦勞しているのが実情です。圏域アドバイザーとして可能ならば、他の市町の人も研修に参加し一緒に勉強したり、意見や情報の交換ができるとか、裾野を広げていくこともご検討いただければと思っております。

(共生のまち部会副会長)

他市との連携についてですが、普段市内の研修は基幹相談センターが中心に計画してくれていますが、これから垣根なくやれたらありがたいと思っております。また、新人の介護職員さんが障害サービスの方へ来てくれるような取り組みも他市の方と連携できたらと思っておりますので、検討させていただこうと思っております。

医療的ケア児者事業所会議についての報告をここで簡単にさせていただきますが、市内の医療的ケアの必要な人の実人数の実態調査をもとに、どういった支援が必要か等をみんなで協力をしながら進めていくということをしています。また、災害時の電源確保が必要となる人が多くいますが、安城市が補助に取り組んでくれており、普及啓発等に取り組んでいます。今後は、保護者同士のつながりも企画していきたいと考えています。

(藪内委員)

精神障害者の家族会の代表をしております。こころグループのところで、家族支援のことが一番大事だと思うので、テーマにあげて欲しいと思っております。

(共生のまち部会副会長)

「にも包括」に関して、病院から地域にとという時に本人のピアサポートだけでなく、家族の方への支援についても検討していくことを提言していきたいと思います。

(藪内委員)

3分の1くらいの方は家族と過ごしており、家族の人たちが悩んでいるのを聞いているので、そういう人への支援を優先的にやってほしいと思います。そういう時の会議の場に家族も呼んでほしいと思っています。

(共生のまち部会副会長)

検討してもらえよう、話をもちかけていきます。

(神谷委員長)

他にはよろしいでしょうか。

(原委員)

藪内さんのお話に関連してですが、手をつなぐ親の会でも親が中心になって活動していますが、世話をしている親御さんが高齢になってきています。家族だけでと必死になっている方がいても、支援が成り立たなくなるのではと心配になってきているので、家族への対応をこれから是非考えていただけるとありがたいです。

(神谷委員長)

今の事に関して、親御さんが子供さんの面倒を見られないということですが、社会福祉協議会でもやっていますが、子供さんに後見人をつけるという方法が一つあると思います。そういうことをお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

(原委員)

関心はとても高いですが、実際は費用の事、後見人が見つからない、制度的な問題もあり、踏み出せない人や一度踏み出してもまた家族に戻す人もいて、私たちの周りではなかなか難しいのが現状です。

(神谷委員長)

分かりました。社会福祉協議会に相談窓口がありますので、一度機会がありましたらご相談してみてください。

(藪内委員)

成年後見人について調べたのですが、月に4～5万円払わないと付けられないということでした。

(神谷委員長)

それは違います。後見人の報酬はその人の財産に見合ったものとなっています。

(藪内委員)

名古屋市は市民後見人というものがあるそうです。ボランティアでやっている制度のようですが、安城もあればよいと思っています。

(神谷委員長)

市民後見人制度については、私は疑問がありまして、ご本人の財産的なものを使い回すことについて、専門の後見人の方と比べると不安があると思っています。検討はしていますが色々と問題があると考えています。

社会福祉協議会自体が法人後見というのをやっております、報酬は前提に置いていません。人数的にもひと手間かかるとは思いますが、ぜひご相談いただければと思います。専門の後見人でも低い報酬でやっていただける方もありますので、ご検討いただきたいと思っています。

(藪内委員)

その時にはご相談に伺いますのでお願いします。

(神谷委員長)

共生のまち部会副会長さんに一つお願いがあるのですが、11ページにある、地域包括支援センターや地区社協との連携についてという項目について、社会福祉協議会の者として心配しているのは、地域包括支援センターと地区社協の仕事が被っている、現場でうまく棲み分けができているのかということです。共生のまち部会副会長さんの立場からその辺はどのようにみていらっしゃいますか。

(共生のまち部会副会長)

安城市の場合は地区社協が昔から頑張っていて、福祉を地域単位でやっていこうという流れがしっかり組まれていました。そこへ急に国の方針で包括ができて、今まで地区社協が担っていたところを包括でということになったところで、地域によっては軋轢が

生まれたと感じている部分もありました。ただ、少しずつ社協の方と地域包括の方、高齢者、ボランティア方も含め介護予防的なことをやってみたり、障害者も受け入れないかなど、地域によっては少しずつすり合わせが進んでいるという実感はあります。安城市は少し混乱してしまったのかもしれないですが、一緒にやっていける形がいいと思います。うまく連携がとればそれが強みになっていくと考えます。

(神谷委員長)

現場の人が縄張り争いになることが一番いけない事だと思いますので、両者が協調してやればと考えます。一か所だけ地区社協の中に地域包括センターが入っているところがありますが、それが理想の形だと思っています。制度の問題として考えなければいけない問題です。

(福祉部長)

先ほど言われたとおり、安城市は地域の福祉が進んでいたという経緯があり、そこに異質な包括が入ってきたというイメージです。これまでは棲み分けというか無理やりこじつけていたようなところがあったのですが、今後は連携をする方向性で考えていきたいと思っておりますのでご理解ください。

(石原副委員長)

私は桜井地区の地区社協の会長を務めております。包括さんと連携をして活動している中で、地区社協の年間行事のネットワーク会議とか勉強会とか企画をしていきます。その中で包括さんを巻き込んで、講師になっていただくとか、包括さんからの意見をいただく、または逆に地区社協から包括さんの活動を各町内の福祉委員会にPRしていくという相互乗り入れのような形で企画しております。おかげで理想像とまではいかないですが、ある意味連携してお互いの利点・課題等を共有しながら包括と共に前に進んでいく活動をしています。連携を進めていくことに力を入れて活動していただけたらありがたいです。

(神谷委員長)

ご意見も出尽くしたようですので、これで議題(1)を終了させていただきます。

では、次に議題(2)「障害者差別解消法の対応に関する市の取り組みについて」説明をお願いします。

(2) 障害者差別解消法に係る市の取り組みについて (報告)

[障害福祉係担当が説明]

(神谷委員長)

ただ今の報告について、ご質問等ありましたらご発言願います。

(藪内委員)

差別解消法についてですが、精神障害者からは出てきてないのでしょうか。

(障害福祉課担当)

上半期では特にありませんでした。

(藪内委員)

精神障害者にとって差別解消法についてどういうものを考えていますか。

(障害福祉係担当)

障害を理由にして差別を受けてしまうことだと思います。

(藪内委員)

来年、差別解消法が改正されると思うが、それについて何かありますでしょうか。

(障害福祉課課長補佐)

今のところ、特に県からの通知等来ておりません。届き次第速やかに対応したいと考えております。

(神谷委員長)

ご意見も出尽くしたようですので、これで議題（2）を終了させていただきます。

それでは、議題（3）の「障害者虐待通報の対応について」説明をお願いします。

(3) 障害者虐待通報の対応について（報告）

[障害福祉係担当が説明]

(神谷委員長)

ただ今の説明について何かご質問等ありましたらご発言願います。

無いようですので、次の議題（4）の「日中サービス支援型共同生活援助事業所について」報告をお願いいたします。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助事業所について (報告)

[障害給付係担当が説明]

[障がい支援係長が報告]

(神谷委員長)

これについて、何かご意見などありましたらご発言願います。

(藪内委員)

一番最後の質問の件ですが、精神障害の人で急に入院する事がありますが、その間は家賃補助は出るのでしょうか。

(障害給付係担当)

共同生活援助の支給決定がされている期間中は、そのまま補足給付を支給させていただくことになります。

(藪内委員)

入院すると無くなってしまうのでしょうか。

(障がい支援係 担当)

サービスの支給決定が出ている間は家賃補助として補足給付は出ますが、その代わり家賃はかかり続けるため、3か月以上たって退院の予定がない場合、グループホームの契約を解除した方がよいのではと思います。退院の見込があればグループホームも待ってもらえるのではと思います

(神谷委員長)

ありがとうございました。ここで、西三河南部西圏域アドバイザーからご意見を伺いたいと思います。

(西三河南部西圏域アドバイザー)

安城市の各グループの動きがよく分かりました、また、障害者差別解消法に係る市の取り組みについて事例等の紹介で、自立支援協議会をあげて障害者の差別が無くなるよう取り組んでいけると良いと思います。圏域で共通した課題で研修を行ったり、医療的ケア児コーディネーターが設置されていますが、実際に地域での働きがぼやけている点も見られています。安城市は精力的に取り組んでおられますので、事例を生かして取り

組んでいきたいと考えております。

基幹相談センターが圏域6市でほぼ整ってきていますが、情報共有にも取り組んで行きたいと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

(神谷委員長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして今日の議題を終了させていただきます。議事の進行につきまして、ご協力をいただきありがとうございました。進行を市役所にお返しします。

### 3 その他

令和3年度の安城市自立支援協議会のスケジュールについて  
[障害給付係担当が説明]

(福祉部長)

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。昨年度、安城市障害者福祉計画を見直しまして、新たな計画の初年度になります。また、障害福祉サービスの法改正もありました。新型コロナウイルスで障害者や取り巻く人が思うように行かない状況ですが、新規感染者も減少しており、ウィズコロナで停滞した取り組みを徐々に取り戻していく必要があると考えます。

自立支援協議会は地域の障害者等への支援対策の整備や、障害を理由とする差別解消の推進をはかるために、定期的に委員の皆様のご意見をいただく場であります。先ほどの報告にもありました、様々なテーマや課題を研究するグループがあります。このグループは盛んに話し合いをしておりますので、そういった報告をいただいてご意見をいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、委員の皆様には3年間のお付き合いになりますが、ご協力をお願いいたします。

### 4 閉会

(典 礼)

[障害給付係担当]

以上で令和3年度第2回安城市自立支援協議会を終了いたします。本日は長時間にわたりましてありがとうございました。